

# 熊本県公報

第 1 1 3 1 0 号  
平成 17 年 9 月 9 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定.....(高齢者支援総室) 1
- ".....( " ) 1
- 指定居宅介護支援事業所の指定.....( " ) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定.....( " ) 2
- ".....( " ) 2
- 知的障害者福祉法に基づく事業者指定事項の変更.....(障害者支援総室) 2
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定.....( " ) 2
- 道路の区域変更.....(道路総務課) 3
- ".....( " ) 3
- 道路の供用開始.....( " ) 4
- 漁港の指定内容の変更.....(漁港課) 4
- ".....( " ) 4
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定.....(障害者支援総室) 5
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定.....( " ) 5
- 児童福祉法に基づく事業者の指定.....( " ) 5
- 臨時種畜検査成績.....(畜産衛生課) 6
- 公 告
- 団体営土地改良事業の同意.....(農村計画課) 6
- 道路位置指定.....(建築課) 6
- ".....( " ) 6
- ウィルス対策ソフトのライセンス調達的一般競争入札.....(情報企画課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出.....(商工政策課) 9
- ".....( " ) 9
- 登 載 依 頼
- 平成 17 年度身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験の実施.....(人事委員会事務局総務課) 10
- 熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催.....(健康危機管理課) 14
- 公示による通知.....(用地対策課) 14
- 熊本県八代郡竜北町及び同郡宮原町の公立学校に勤務する県費負担教職員  
の町の廃置分合に係る訓令.....(学校人事課) 14
- 熊本県玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の公立学校  
に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令.....( " ) 15
- 熊本県海面利用協議会の開催.....(熊本県海面利用協議会) 15

## 告 示

### 熊本県告示第 1074 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 9 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ふれあい広場 熊本市内田町 663 番地 2	有限会社スマイルサポート	平成 17 年 8 月 26 日

### 熊本県告示第 1075 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年9月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアフル24 荒尾市四ツ山町三丁目2番11号	有限会社荒尾タクシー	平成17年9月1日

## 熊本県告示第1076号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年9月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ひかりヶ丘ケアプランセンター 菊池郡合志町幾久富1909番地1379	医療法人社団栄康会	平成17年9月1日

## 熊本県告示第1077号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年9月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ツクイ東野 熊本市東野一丁目16番16号	株式会社ツクイ	平成17年9月1日

## 熊本県告示第1078号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年9月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターたい志 山鹿市鹿本町御宇田594番1	有限会社ごとう	平成17年9月1日

## 熊本県告示第1079号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。

平成17年9月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 十百千会 ゆきぞの学園デイサービスセンター知的障害者デイサービス	事業所の所在地	上益城郡山都町 城平873番地5	下益城郡美里町 洞岳1202番地2	平成17年8月 1日

## 熊本県告示第1080号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年9月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
うさぎ倶楽部 菊池市隈府 874 番地 8	有限会社うさぎ倶楽部 菊池市隈府 874 番地 8 開 正文	平成 17 年 8 月 31 日	43000100214112	身体障害者 居宅介護

**熊本県告示第 1081 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 9 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 9 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	北 坂 本 線	八代市坂本町田上字上良石  2001 番地先から	前	4.0 ～ 11.8	578.3	仮設歩道 橋 設置
				7.0 ～ 55.4	672.6	
		同市坂本町川嶽字深渡瀬  733 番地先まで	後	4.0 ～ 11.8	578.0	
				7.0 ～ 55.4	672.6	
一般 県道	田 上 日奈久線	八代市坂本町田上字上良石  2002 番 1 地先から	前	6.4 ～ 29.4	177.4	単 道 改
				13.8 ～ 49.0	189.0	
		同市坂本町鶴喰字茂志野  3504 番 1 地先まで	後	6.4 ～ 57.5	177.4	
				13.8 ～ 49.0	189.0	

2 区域変更する期日 平成 17 年 9 月 9 日

**熊本県告示第 1082 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 9 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 9 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	阿 蘇 一 の 宮 線	阿蘇市一の宮町宮地字塩塚  3978 番地先から	前	5.2 ～ 9.8	187.0	仮 設 道 置
			後	8.3 ～ 16.2	187.0	
		同市一の宮町宮地字西池田  3891 番 1 地先まで		8.0 ～ 17.8	262.0	

2 区域変更する期日 平成 17 年 9 月 9 日

**熊本県告示第 1083 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 9 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 9 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	越 小 場 湯 浦 線	葦北郡芦北町大字古石字唐津山 535 番 地先から 同字 521 番 1 地先まで	116.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 17 年 9 月 9 日

**熊本県告示第 1084 号**

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 2 種大正開漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

平成 17 年 9 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

大正開の項の所在地の欄中「玉名郡岱明町」を「玉名市」に改め、同項の漁港の区域の欄中「岱明町」を「玉名市岱明町」に改める。

**熊本県告示第 1085 号**

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 1 種新川漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

平成 17 年 9 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

新川の項の所在地の欄中「玉名郡腹赤村」を「玉名市、玉名郡長洲町」に改め、同項の漁港の区域の欄を次のように改める。

区 域	
水 域	陸 域
次のア点を中心とする半径 1000 メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面並びに行末川こう門から下流の河川水面 ア点 北緯 32 度 54 分 17 秒 9167 東経 130 度 28 分 36 秒 9733	水域の欄の円弧の延長線、同欄の円弧の北側延長線上の次の 1 点から南側延長線上の次の 12 点までを順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域 1 点 北緯 32 度 54 分 13 秒 7921 東経 130 度 27 分 58 秒 8020 2 点 北緯 32 度 54 分 02 秒 8698 東経 130 度 28 分 14 秒 6194